



® 平成30年 7 月 17 日 (火)
No. 14731 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ホームページ <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

特許権侵害差止等請求控訴事件

(「改修引戸装置」事件-本件は、「ほぼ同じ高さ」というクレーム文言の解釈が問題となり、第一審は充足と判断したのに対し、控訴審は異なる文言解釈を採用し、非充足と判断した事例である。) [上] (全2回)
—平成29年(ネ)第10033号、平成30年5月24日判決言渡(鶴岡裁判長)—

【事案の概要】

1. 概要

本件は、発明の名称を「改修引戸装置」とする特許第4839108号の特許権について特許権侵害訴訟が提起されたところ、第一審は充足と認定して一部認容判決をしたが、本控訴審判決は非充足であるととして、原判決中の被疑侵害者敗訴部分を取り消した。

本件は、「背後壁の上端と改修用下枠の上端がほぼ同じ高さであり」という構成要件Eについて、「ほぼ同じ高さ」の解釈が問題となった。第一審(東海林裁判長)は、「ほぼ同じ」とは「ある程度幅のある



創業1923年
杉村萬国特許法律事務所

SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣

杉村 興作
鈴木 治
寺嶋 勇太
吉澤 雄郎
柿沼 公二
門田 尚也
市枝 信之
大島 かおり

塚中 哲雄
福尾 誠
結城 仁美
小松 靖之
神 紘一郎
加藤 正樹
君塚 絵美
田中 睦美

澤田 達也
齋藤 恭一
川原 敬祐
伊藤 怜愛
坂本 晃太郎
朴 瑛哲
阿部 拓郎
宮谷 昂佑

富田 和幸
池田 浩
岡野 大和
片岡 憲一郎
西尾 隆弘
真能 清志
井上 高雄
廣 昇

下地 健一
吉田 憲悟
前田 勇人
田中 達也
石川 雅章
石井 裕充
辻 啓太
鈴木 裕貴

大倉 昭人
山口 雄輔
坪内 伸
高橋 林太郎
永久保 宅哉
藤本 一
塩川 未久
Stephen Scott

栗野 晴夫
中山 健一
甲原 秀俊
福井 敏夫
色部 暁義
鈴木 俊樹
橋本 大佑
水間 章子

河合 隆慶
村松 由布子
太田 昌宏
酒匂 健吾
田浦 弘達
内海 一成
鈴木 麻菜美
貴志 浩充

所員181名うち弁理士65名、欧州弁理士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners
電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <https://sugimura.partners/>

概念であって具体的な数値を意味するものではない」し、明細書等にも具体的な数値に係る限定は何ら記載されていないとして、5mmの差があっても充足と判断した。これに対し、本控訴審判決は、「…高さの差が全くないという意味での『同じ高さ』とする構成を念頭に、しかし、そのような構成にしようとしても寸法誤差、設計誤差等により両者が完全には『同じ高さ』とならない場合もあり得ることから、そのような場合をも含めることを含意した表現である」と認定し、非充足と判断した。

本件特許発明(請求項4)を分説すると、以下のとおりである。

- A 建物の開口部に残存した既設引戸枠は、アルミニウム合金の押出し型材から成る既設上枠、アルミニウム合金の押出し型材から成り室内側案内レールと室外側案内レールを備えた既設下枠、アルミニウム合金の押出し型材から成る既設堅枠を有し、前記既設下枠の室外側案内レールは付け根付近から切断して撤去され、
- B その既設下枠の室内寄りに取付け補助部材を設け、その取付け補助部材が既設下枠の底壁の最も室内側の端部に連なる背後壁の立面にビスで固着して取付けてあり、
- C この既設引戸枠内に、アルミニウム合金の押出し型材から成る改修用上枠、アルミニウム合金の押出し型材から成り室外から室内に向かって上方へ段差を成して傾斜し、室外寄りが低く、室内寄りが室外寄りよりも高い底壁を備えた改修用下枠、アルミニウム合金の押出し型材から成る改修用堅枠を有する改修用引戸枠が挿入され、
- D この改修用引戸枠の改修用下枠の室外寄りが、スペーサを介して既設下枠の室外寄りに接して支持されると共に、前記改修用下枠の室内寄りが、前記取付け補助部材で支持され、
- E 前記背後壁の上端と改修用下枠の上端がほぼ同じ高さであり、
- F 前記改修用下枠の前壁が、ビスによって既設下枠の前壁に固定されている
- G ことを特徴とする改修引戸装置。

2. 第一審(東海林裁判長)は、「同じ高さ」を以下のとおり解釈し、5mmの差があっても充足と判断した。

構成要件Eの「ほぼ同じ高さ」の程度に関しては、本件特許の特許請求の範囲請求項4には、背後壁の上端と改修用下枠の上端が「ほぼ同じ高さ」である旨の記載があるのみであって、具体的にどの程度同じであるかについての記載はない。そして、広辞苑第六版(乙2)によれば、「ほぼ」とは「おおかた。およそ。大略。あらあら。」を意味するものと認められるから、「ほぼ同じ高さ」とは「大略同じ高さ」という意味をいうにすぎないというほかないから、ある程度幅のある概念であって具体的な数値を意味するものではないと解釈せざるを得ない。本件明細書等の記載をみるに、本件明細書等にはどの程度の高さの範囲を「ほぼ同じ高さ」というかについて、具体的な数値に係る限定は何ら記載されていない。

しかし、…本件発明が、…という問題(課題)に対して、…により上記課題を解決し、…という効果を奏するものであること及び本件特許の審査経過において、「広い開口面積を確保する本願の課題に対応した構成が記載されていない」という拒絶理由通知を受け、構成要件Eに対応する部分を追記する補正をしたことによって特許査定を受けていることに照らすと、背後壁の上端と改修用下枠の上端を「ほぼ同じ高さ」とするのは、広い開口面積を確保するという効果を得るための構成であるということができる。そして、上記課題及び効果からすると、背後壁の上端と改修用下枠の上端の高さの差が、少なくとも従来技術における改修用下枠の上端と背後壁の上端の差よりも小さいものである必要があると認められる。すなわち、改修用下枠が既設下枠に載置された状態で固定されたり、改修用下枠の下枠下地材が既設下枠の案内レール上に直接乗載されて固定されたりした場合の改修用下枠の上端と背後壁の上端の高さの差異よりも、改修用下枠の上端と背後壁の上端の差が相当程度小さいものであれば、「ほぼ同じ高さ」とであると認められるというべきである。

3. 本控訴審判決(鶴岡裁判長)は、「同じ高さ」を以下のとおり解釈し、5mmの差がある被告装置を非